

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動))(地方税3)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税2)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 ①内容 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(以下「5G法」という。)の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、特別償却又は税額控除ができる措置を講じている。 ②対象設備 【全国5G(前倒し整備分であって高度なもの)】 ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) 【ローカル5G】 ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) ・通信モジュール ・交換設備 ・伝送路設備(光ファイバを用いたもの) ③措置内容 取得価額の30%の特別償却又は15%の税額控除 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。 《関係条項》 ・特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第26条 ・租税特別措置法第10条の5の5、第42条の12の6、第68条の15の6の2 ・租税特別措置法施行令第27条の12の6、第39条の47 租税特別措置法施行規則第20条の10の2、第22条の33

			・地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局		総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		令和 2 年度 創設
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Society 5.0 の実現に向けた基幹インフラである 5G について、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された 5G システムの導入を支援することで、安全・安心な 5G インフラの構築を図る。また、国内通信キャリアが整備する 5G 基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る。 また、令和 4 年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル 5G について、安全性・信頼性の確保された 5G システムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る。 《政策目的の根拠》 ○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号) (目的) 第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。)を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。 ○成長戦略実行計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) 第 2 章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 2. 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G(ビヨンド 5G)の推進 安全・安心な 5G の情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を推進する。今後の産業用途への拡大に必要な多数同時接続や超低遅延の機能が強化された 5G(ポスト 5G)、さらには 6G(ビヨンド 5G)の技術開発を推進する。

			○成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (2) 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 i) 安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進 ・低遅延や多数同時接続が可能となる全国5G・ローカル5Gの整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G法に基づく税制支援措置等を行う。 ・5Gについて、我が国のO-RANやvRANの取組に対する5G法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靱性の確保を進めるとともに、我が国企業の5Gに係る製品・システムの海外展開を推進する。 ○経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 2. 官民挙げたデジタル化の加速 (2) 民間部門におけるDXの加速 デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。 このため、DXの基盤である5Gの整備計画を税制支援も通じて加速し、地域カバー率を2023年度末に98%まで高めるとともに、ローカル5Gの開発実証等を進める。 ○デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定) ・第五世代移動通信システム(5G)や光ファイバといった高度情報通信ネットワークの整備・維持・充実に努めていく必要がある。 ・5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル5G開発実証を通じた5Gのソリューションの創出に取り組みつつ、携帯電話事業者による5Gのソリューションと併せて、多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度(2022年度)中にその試行を開始する。 ○まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) ・通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を行うとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備を促進し、その整備を加速する。その際、5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により、安全性やオープン性等を確保しつつ推進する。
		② 政策体系における政策目的の位置	V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進

		付け	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 Society 5.0 の実現に向けた基幹インフラである 5G について、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された 5G システムの導入を支援することで、安全・安心な 5G インフラの構築を図る。また、国内通信キャリアが整備する 5G 基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る。 また、令和 4 年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル 5G について、安全性・信頼性の確保された 5G システムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形での 5G 基地局の導入は多額の費用を要するため、通信キャリアが自発的に取り組むことが難しいところ、本税制でインセンティブを与えることで、そうした状況が改善されることが見込まれる。 ○ローカル 5G については、現時点で機器の導入コストが未だ低廉化していないところ、ローカル 5G 導入による採算性を見込むことが容易ではないことから、本税制で要件を満たした幅広い事業者に対して、ローカル 5G 設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、ローカル 5G サービスの円滑導入が図られる。
10	有効性等	① 適用数	令和 2 年度 66 件 令和 3～5 年度 精査中
		② 適用額	令和 2 年度 590 百万円 令和 3～5 年度 精査中
		③ 減収額	令和 2 年度 (法人税)88 百万円 (法人住民税)6.19 百万円 令和 3～5 年度 精査中
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【全国 5G】 各通信キャリアは全都道府県で 5G サービスを開始し、大規模な整備計画を発表するなど、5G 基地局の整備は進展中。 【ローカル 5G】 2020 年 12 月にローカル 5G 用周波数を拡大し免許人も増加。本格的な商用導入が今後進展。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 安全・安心な 5G システムおよびローカル 5G への投資に対する租税特別措置を講ずることにより、安全で信頼できる 5G システムの普及を実現するとともに、ベンダーの多様化及び通信キャリアの主体的なネットワーク管理を実現する。また、ローカル 5G のさらなる円滑な導入を促

			進し、機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化、ソリューションの拡大を図ることが可能。 なお、令和 2 年度における本税制措置の適用件数は 66 件であるが、これは税制適用条件である法律認定が令和 2 年 12 月となり、4 ヶ月という限られた期間によるもの。今後は適用件数が増加する見込み。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制により、安全・安心な5G システムへの投資促進を図ることにより、我が国におけるサイバーセキュリティ等の確保されたシステムの開発、提供及び維持管理に係る産業基盤を強化するとともに、開発供給されたシステムの需要を喚起して健全な市場を創出する。くわえて、ローカル5Gの円滑導入を支援することにより、様々な課題解決や新たな価値の創造等を実現できることから、税収減を是認するに足る効果があると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	安全・安心な5Gシステムの普及という政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与することは、政策手段として適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、5G インフラは製造業・農業・防災をはじめとした様々な分野における活用が見込まれており、この円滑な導入を促進することは地域課題の解決や地域経済の活性化を実現するものであることから、これらを目的とする本税制措置は地方公共団体の協力について相当性を有する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税3・地方税4(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	(国税3・地方税4(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 従業員 500 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。 《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。 《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124)
5	担当部局		総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル企業行動室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 27 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長 (平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで) 平成 30 年度 2 年間の延長 (令和 2 年 3 月末まで) 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (令和 4 年 3 月末まで)
8	適用又は延長期間		令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。

			《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業は深刻な人手不足に苦しむ中、経理担当の人員も少なく（1.9 人）、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本税制措置により、減価償却資産の管理等の納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の事務の効率化に資する設備の導入が促進されることにより、経理担当の人員が少ない中小企業にあっても、経営状況の適時適切な把握を可能とすることによって、中小企業の活力向上が図られる。
10	有効性等	① 適用数	平成 27 年度 489,992 社 平成 28 年度 510,262 社 平成 29 年度 531,317 社 平成 30 年度 549,545 社 令和元年度 585,631 社 令和 2 年度 611,984 社 令和 3 年度 639,523 社 令和 4 年度 668,301 社 令和 5 年度 698,374 社 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）※平成 27 年度から令和元年度まで実績値。令和 2 年度以降は推計値（令和 2 年度以降、毎年 4.5%（平成 27 年度から令和元年度の伸び率の平均値）伸びると仮定して推計）。
		② 適用額	平成 27 年度 2,768 億円 平成 28 年度 2,882 億円 平成 29 年度 3,021 億円 平成 30 年度 3,142 億円 令和元年度 3,409 億円 令和 2 年度 3,563 億円 令和 3 年度 3,723 億円 令和 4 年度 3,891 億円

		令和 5 年度 4,066 億円 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）※平成 27 年度から令和元年度まで実績値。令和 2 年度以降は推計値（令和 2 年度以降、毎年 4.5%（平成 27 年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値）伸びると仮定して推計。 ○少額減価償却資産の特例の利用業種（令和元年度） <table><tr><td>業種</td><td>農林 水産業</td><td>鉱業</td><td>建設業</td><td>製造業</td><td>卸売業</td></tr><tr><td>割合 （%）</td><td>1.9%</td><td>0.1%</td><td>19.7%</td><td>13.7%</td><td>7.6%</td></tr><tr><td>業種</td><td>小売業</td><td>料理飲食 旅館業</td><td>金融 保険業</td><td colspan="2">不動産業</td></tr><tr><td>割合 （%）</td><td>8.3%</td><td>4.2%</td><td>1.2%</td><td colspan="2">8.6%</td></tr><tr><td>業種</td><td>運輸通信 公益事業</td><td colspan="2">サービス業</td><td colspan="2">その他</td></tr><tr><td>割合 （%）</td><td>3.5%</td><td colspan="2">29.2%</td><td colspan="2">2.1%</td></tr></table>	業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	割合 （%）	1.9%	0.1%	19.7%	13.7%	7.6%	業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業		割合 （%）	8.3%	4.2%	1.2%	8.6%		業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他		割合 （%）	3.5%	29.2%		2.1%					
業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業																																					
割合 （%）	1.9%	0.1%	19.7%	13.7%	7.6%																																					
業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業																																						
割合 （%）	8.3%	4.2%	1.2%	8.6%																																						
業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他																																						
割合 （%）	3.5%	29.2%		2.1%																																						
③	減収額	<table><tr><td></td><td>法人税</td><td>法人住民税</td><td>法人事業税</td></tr><tr><td>H27</td><td>265</td><td>46</td><td>106</td></tr><tr><td>H28</td><td>273</td><td>35</td><td>112</td></tr><tr><td>H29</td><td>290</td><td>37</td><td>119</td></tr><tr><td>H30</td><td>302</td><td>39</td><td>125</td></tr><tr><td>R1</td><td>325</td><td>23</td><td>134</td></tr><tr><td>R2</td><td>340</td><td>24</td><td>140</td></tr><tr><td>R3</td><td>355</td><td>25</td><td>147</td></tr><tr><td>R4</td><td>371</td><td>26</td><td>153</td></tr><tr><td>R5</td><td>388</td><td>27</td><td>160</td></tr></table> 単位：億円 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）をもとにした財務省試算 ※令和元年度については実績値。令和 2 年度以降は推計値（令和 2 年度以降、毎年 4.5%（平成 27 年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値）伸びると仮定して推計。		法人税	法人住民税	法人事業税	H27	265	46	106	H28	273	35	112	H29	290	37	119	H30	302	39	125	R1	325	23	134	R2	340	24	140	R3	355	25	147	R4	371	26	153	R5	388	27	160
	法人税	法人住民税	法人事業税																																							
H27	265	46	106																																							
H28	273	35	112																																							
H29	290	37	119																																							
H30	302	39	125																																							
R1	325	23	134																																							
R2	340	24	140																																							
R3	355	25	147																																							
R4	371	26	153																																							
R5	388	27	160																																							
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。 なお、中小企業庁委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.5%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・関係部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》																																								

			本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の 7 割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 法人

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の情報がある平成27年度から令和元年度までの適用社数から、平均伸び率を算出。

平成27年度	489,992 件		
平成28年度	510,262 件	(前年度比	4.1%)
平成29年度	531,317 件	(前年度比	4.1%)
平成30年度	549,545 件	(前年度比	3.4%)
令和元年度	585,631 件	(前年度比	6.5%)
		平均	<u>4.5%</u>

(2) 「適用実態調査」の令和元年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、令和2年度以降の適用社数を推計。

令和元年度	585,631 社
令和2年度	611,984 社 ($585,631 \times 1.045$)
令和3年度	639,523 社 ($611,984 \times 1.045$)
令和4年度	668,301 社 ($639,523 \times 1.045$)
令和5年度	698,374 社 ($668,301 \times 1.045$)

2. 個人

(1) 「中小企業実態基本調査」の平成30年度実績に、1.(1)で算出した伸び率を掛け、令和元年度以降の適用者数を推計。

平成28年度	59,147 者
平成29年度	80,433 者
平成30年度	34,926 者
令和元年度	36,497 者 ($34,926 \times 1.045$)
令和2年度	38,139 者 ($36,497 \times 1.045$)
令和3年度	39,855 者 ($38,139 \times 1.045$)
令和4年度	41,648 者 ($39,855 \times 1.045$)
令和5年度	43,522 者 ($41,648 \times 1.045$)

3. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

$$\begin{aligned} & 37,088 \text{ 百万円 (※1)} \times 7.0\% \text{ (法人住民税率)} \\ & = \underline{2,596 \text{ 百万円}} \end{aligned}$$

(※1) 令和4年度の国税減収見込額

令和元年度の減収額(325億円)から、4.5%(平成27年度から令和元年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

$$159,862 \text{ 百万円 (※2)} \times 7.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{11,190 \text{ 百万円}}$$

$$\text{(※2)} \quad 37,088 \text{ 百万円} \div 23.2\% \text{ (法人税率)}$$

②地方法人特別税の減収額

$$11,190 \text{ 百万円} \times 37.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{4,140 \text{ 百万円}}$$

(3) 合計

$$2,596 \text{ 百万円} + 11,190 \text{ 百万円} + 4,140 \text{ 百万円} = \underline{17,926 \text{ 百万円}}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の情報通信振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税5) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 国税 (情報通信産業振興地域) (1) 投資税額控除(法人税) ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの:15% イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円 ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (情報通信産業特別地区) (2) 所得控除(法人税) ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間) ※(1)との選択制。 2. 地方税 (情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区) (1) 法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) (2) 事業所税 ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除 1 要望の内容 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること(次期通常国会に法律案提出予定)を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。

		<情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区共通> 1. 制度の適用期限を2年間延長する。【延長】 2. 税制優遇措置を延長する。【延長】 ・事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間を2年間延長する。 3.対象資産に「ソフトウェア」を追加する。【拡充】 <情報通信産業特別地区> 1. 対象業種を以下のとおりとする。【拡充】 ・<u>固定電気通信業</u>(現行のデータセンターに限る。) ・<u>次の業種で付加価値の高い事業に限る。</u> ・<u>ソフトウェア業</u>(現行の情報通信機器相互接続検証事業を含む。) ・<u>情報処理・提供サービス業</u>(現行のバックアップセンター、セキュリティデータセンターを含む。) ・<u>インターネット付随サービス業</u> ※下線部分が追加。 ※インターネット・サービス・プロバイダー、インターネット・エクステンジは廃止。 2 見直し事項 (1) 沖縄県知事が定める沖縄情報産業強化促進計画(仮称)(現情報通信産業振興計画)について、主務大臣の認定を必要とするための所要の見直しを行う(現行は計画策定後の主務大臣への報告義務)。 (2) 情報通信産業振興地域に事業認定制を導入する(現行は認定なし)。 (3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」「IT人材の確保」を必須項目とする(情報通信産業振興地域・特別地区共通)。 (4) 本特例措置を受けた事業者(認定事業者)から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける 《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、第68条の63 租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、第22条の26、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号、附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	情報流通行政局情報通信政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・拡充(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年度

			・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・ 特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成 26 年度 ・ 地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・ 事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人→5 人） ・ 特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追 ・ 投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超） 平成 29 年度 ・ 2 年間延長 令和元年度 ・ 2 年間延長 令和3年度 ・ 1 年間延長
8	適用又は延長期間		2年(令和5年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2021について(令和3年6月18日閣議決定)(沖縄振興に係る部分の抜粋) これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。 ○沖縄の振興について(令和3年8月23日沖縄振興審議会)(情報通信産業に係る部分の抜粋) デジタルトランスフォーメーション(DX)を迅速かつ強力で推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。 ○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について(令和3年8月24日内閣府)(税制に係る部分の抜粋) IT人材の確保や成長が見込める業種の立地・集積などを図る観点から、情報通信産業振興地域・特区制度(税制)を見直す(注4)などの措置を講ずる。 (注4)対象業種の見直し、給与水準向上・IT人材確保等を認定要件等 〈参考〉 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興

			基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。 七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 (情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域 3～8項 (略) (情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項 (略) (課税の特例) 第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は
--	--	--	--

		増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○ 沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日 内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】Ⅴ. 情報通信(ICT 政策) 【施策】2. 情報通信技術高度利活用の推進						
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 達成目標 ・県内に立地した企業数の増加 ・立地企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・税制を活用した立地企業数 7社以上／年 ・税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。						
10	有効性等	① 適用数 1 過去5年間の適用件数 (単位：件) <table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和 元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr></table>		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度			

		所得控除	0	1	1	2	1		
		投資税額控除	21	17	16	19	11		
		法人住民税	21	18	17	21	12		
		事業税	11	16	15	20	12		
		※国税について、平成28年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和2年度の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。							
	2 今後の適用件数見込み 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除3件、投資税額控除19件の適用を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)								
	② 適用額	1 過去5年間の適用額 (単位：百万円)	所得控除	0	1	9	20	2	
			投資税額控除	709	538	544	542	441	
			法人住民税	91	69	70	71	30	
			事業税	0	83	81	67	43	
※国税について、平成28年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。 ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和2年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。									
2 今後の適用額 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除22.5百万円、投資税額控除689.7百万円の適用を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)									
③ 減収額			1 過去5年間の減収額 (単位：百万円)	所得控除	0	0	2	5	1
				投資税額控除	709	538	544	542	441
				法人住民税	91	69	70	71	30
				事業税	0	83	81	67	43
	合計	800		690	697	685	515		
	※平成28年度から令和元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算。令和2年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。 ※法人住民税について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和2年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。 ※令和2年度の事業税は、沖縄県調査による数値。								
	2 今後の減収見込み (単位：百万円)								
	所得控除	2		7	7				
	投資税額控除	617		726	726				
	法人住民税	43		51	51				
事業税	0	2	2						
合計	662	786	786						

		(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。) ※法人住民税は、国税の減収額に税率 7% 乗じて算定。 ※事業税は、所得控除の適用額に税率 6.47% を乗じて算定。																																																																																											
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 1. 達成目標 ・情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに 560 社とする。 ・立地企業による雇用者数を令和3年度までに 4.2 万人とする。 ・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに 1,450 万円とする。 ※「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。 ①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数 ②県外企業の子会社・関連企業の数 <table><tr><th>(年度)</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr><tr><td>立地企業数(社)</td><td>427</td><td>454</td><td>470</td><td>490</td><td>495</td></tr><tr><td>雇用者数(人)</td><td>28,045</td><td>29,379</td><td>29,403</td><td>29,748</td><td>29,708</td></tr><tr><td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高(万円)</td><td>1,379</td><td>1,319</td><td>1,124</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>立地企業の増加率(%)</td><td>10.3</td><td>6.3</td><td>3.5</td><td>4.3</td><td>1.0</td></tr><tr><td>雇用者数の増加率(%)</td><td>5.3</td><td>4.8</td><td>0.1</td><td>1.2</td><td>△0.1</td></tr><tr><td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)</td><td>13.7</td><td>△4.3</td><td>△14.7</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査。 ※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成 25～27 年度及び平成 29～30 年度は特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成 28 年は経済センサス(総務省)。なお、特定サービス産業実態調査は令和元年度分調査から廃止。 ※算定できないものについては、「—」を記載。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 【測定指標】 令和3年度までに ・本制度を活用した企業数 37 社 ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670 人 測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標 32 社に対し、見込みが 17 社と 70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。 また、雇用者数については、令和2年度の指標 13,552 人に対し、見込みが 5,814 人と 43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。 実績・見込み： <table><tr><th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>活用企業数(指標)</td><td>16</td><td>19</td><td>23</td><td>27</td><td>32</td><td>37</td></tr><tr><td>活用企業数(実績)</td><td>21</td><td>18</td><td>17</td><td>21</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>活用企業数(見込み)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>18</td><td>18</td></tr><tr><td>雇用者数(指標)</td><td>6,776</td><td>8,047</td><td>9,741</td><td>11,435</td><td>13,552</td><td>15,670</td></tr><tr><td>雇用者数(実績)</td><td>3,589</td><td>2,597</td><td>5,972</td><td>6,778</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>雇用者数(見込み)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>5,814</td><td>5,814</td></tr></table> ※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。 ※平成 28 年度から令和元年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。 ※令和 2 年度から令和 3 年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。	(年度)	H28	H29	H30	R1	R2	立地企業数(社)	427	454	470	490	495	雇用者数(人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高(万円)	1,379	1,319	1,124	—	—	立地企業の増加率(%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0	雇用者数の増加率(%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	13.7	△4.3	△14.7	—	—		H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用企業数(指標)	16	19	23	27	32	37	活用企業数(実績)	21	18	17	21	-	-	活用企業数(見込み)	-	-	-	-	18	18	雇用者数(指標)	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670	雇用者数(実績)	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-	雇用者数(見込み)	-	-	-	-	5,814	5,814
(年度)	H28	H29	H30	R1	R2																																																																																								
立地企業数(社)	427	454	470	490	495																																																																																								
雇用者数(人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708																																																																																								
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高(万円)	1,379	1,319	1,124	—	—																																																																																								
立地企業の増加率(%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0																																																																																								
雇用者数の増加率(%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1																																																																																								
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	13.7	△4.3	△14.7	—	—																																																																																								
	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																							
活用企業数(指標)	16	19	23	27	32	37																																																																																							
活用企業数(実績)	21	18	17	21	-	-																																																																																							
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	18	18																																																																																							
雇用者数(指標)	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670																																																																																							
雇用者数(実績)	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-																																																																																							
雇用者数(見込み)	-	-	-	-	5,814	5,814																																																																																							

		※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。 ※推計の計算過程 （平成 28 年度） ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社 ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：1,879 人+10 社×171 人=3,589 人 （平成 29 年度） ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社 ・1,877 人+5 社×144 人=2,597 人 （平成 30 年度） ・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社 ・3,866 人+6 社×351 人=5,972 人 （令和元年度） ・沖縄県企業アンケート調査による令和元年度適用企業数とその雇用者数：15 社、3,871 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：323 人（3,871 人/12 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：9 社 ・3,871 人+9 社×323 人=6,778 人 （令和 2、3 年度） ・一社当たりの雇用者数は、平成元年度沖縄県アンケート調査による推計値 323 人から試算。 なお、令和 4 年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。 【令和 4 年度以降の達成見込み】 <table border="1"> <tr> <td></td><td>R4</td><td>R5</td></tr> <tr> <td>税制を活用した立地企業数</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性(%)</td><td>※</td><td>※</td></tr> </table> ※3年間で1%以上 2 所得控除の適用実績が僅少な理由 対象業種の立地企業は順調に増加しているが、立地企業が所得控除を適用するための事業認定の要件(専ら対象事業を営むこと等の要件)を満たすことができない等の理由により、立地企業に比し、認定法人数が少ない状況である。 適用数僅少であるが、立地企業数は増加していることから、全体規模からすれば一定のと特例措置の効果はあるものと考えられる。		R4	R5	税制を活用した立地企業数	7	7	税制を活用した企業の労働生産性(%)	※	※
	R4	R5									
税制を活用した立地企業数	7	7									
税制を活用した企業の労働生産性(%)	※	※									
	⑤ 税収減を是認する理由等	本制度は、情報通信関連企業の沖縄への集積を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与しており、令和元年度に本制度を活用した 21 企業においては、6,778 人が雇用されている。 沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 532.3 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 546 百万円(平成 30 年度の減収額)の税収減を是認する効果があったものと考えられる。 ・税活用企業による雇用者数:6,778 人									

			・沖縄県情報通信業の労働生産性: 10,998,722 円 →県内総生産の押上げ効果: 532.3 億円 ※上記における労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)(「平成 30 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)に基づいて試算)
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等 情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担 沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③	地方公共団体が協力する相当性 本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について、延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位: 件、百万円)

項 目	事業認定 (累計)	所得控除			投資税額控除		減収額 合計
	件数	件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	
H27 年度	2	0	0	0	15	860	860
H28 年度	2	0	0	0	21	709	709
H29 年度	3	1	1	0	17	538	538
H30 年度	4	1	9	2	16	544	546
R 元年度	3	2	20	5	19	542	547
合計		4	30	7	88	3,193	3,200
5 年平均		0.8	6	1.4	17.6	638.6	640
1 件あたりの 適用額		7.5			36.3		

※令和元年度までは租税特別措置の適用実態調査結果に基づく。

※法人税率については、平成 27 年度は 23.9%、平成 29 年度は 23.4%、平成 30・令和元年度は 23.2%として試算。

2. 令和2年度以降の見込み

(所得控除について)

仮定①: 事業認定については、平成 27 年度以降、5年間で3件の事業認定の実績ではあるが、専ら要件のため令和元年度に1社が認定取消となっていることから、2年に1件(≒0.4件(2件/5年間))程度の増加見込みとする。

仮定②: 適用実績から、現行制度の枠組みでの所得控除適用件数は、過去5年間の適用件数の平均から、1年当たり1件とする。

仮定③: 適用実績から、現行制度の枠組みでの所得控除1件当たりの適用額は、過去5年間の適用額の平均から、1件当たり 7.5 百万円とする。

(投資税額控除について)

仮定④: R2・3 年度は 5 年平均の 17 社。R4 年度以降は、今後 10 年間で立地企業(490 社)うち 8 割が投資し、そのうち 5 割(約 200 社)が投資税額控除の対象となる投資を行うとして、年間あたり 20 社として算定する。

(単位: 件)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
適用件数見込み	17	17	20	20

仮定⑤: 適用実績から、現行制度の枠組みでの投資税額控除 1 件当たりの適用額は、過去 5 年間の適用額の平均から、1 件当たり 36.3 百万円とする。

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位: 件、百万円)

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 件数	③ 適用額 (②×1)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額) ※	
R2 年度	3	1	7.5	1.7	17	617.1	618.8
R3 年度	4	1	7.5	1.7	17	617.1	618.8
R4 年度	4	1	7.5	1.7	20	726.0	727.7
R5 年度	5	1	7.5	1.7	20	726.0	727.7
合計		4	30	6.8	74	2686.2	2,693.0
平年度見込		<u>1</u>	<u>7.5</u>	<u>1.7</u>	<u>18</u>	<u>671.6</u>	<u>673.3</u>

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除:⑤×36.3 百万円

【拡充分】

仮定① 特区の対象業種への、付加価値が高い「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「インターネット付随サービス業」の追加により、令和4年度以降3件の適用件数増加を見込む。

仮定② 現行制度の枠組みでの所得控除1件当たりの適用額が、過去5年間の適用額の平均から、1件当たり7.5 百万円と想定されることから、拡充による適用額も7.5 百万円と見込む。

年度	事業認定		所得控除	
	①件数	②件数	③適用額 (②×7.5)	④減収額 (③×税率)
R4 年度	3	3	22.5	5.2
R5 年度	3	3	22.5	5.2
合計		6	45	10.4
平年度見込		<u>3</u>	<u>22.5</u>	<u>5.2</u>

※法人税率については、23.2%として試算。

【合計】

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	①件数	②件数	③適用額 (②×7.5)	④減収額 (③×税率)	⑤件数	⑥適用額 (減収額) ※	
R2 年度	3	1	7.5	1.7	17	617.1	618.8
R3 年度	4	1	7.5	1.7	17	617.1	618.8
R4 年度	7	4	30	7.0	20	726.0	733.0
R5 年度	8	4	30	7.0	20	726.0	733.0
合計		10	75	17.4	74	2,686.2	2,703.6
平年度見込		<u>2.5</u>	<u>18.8</u>	<u>4.4</u>	<u>18</u>	<u>671.6</u>	<u>676.0</u>

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除:⑤×36.3 百万円